

我孫子市防犯計画（第4次）

令和4年度～令和8年度

～誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり～



我孫子市マスコットキャラクター

手賀沼のうなきちさん

我 孫 子 市

目次

第1章 総論	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	2
第2章 千葉県及び我孫子市の犯罪発生現状	3
1. 社会情勢と犯罪の傾向	3
2. 犯罪発生状況	4
（1）犯罪発生件数の推移	4
（2）我孫子市における犯罪発生件数の状況	5
（3）街頭犯罪認知状況	5
（4）「電話 de 詐欺」被害状況	6
第3章 計画の基本方針と目標	8
1. 計画の基本方針	8
（1）基本方針（三つの柱）	8
（2）計画の目標	9
2. 我孫子市防犯協議会の位置づけ	10
第4章 安全で安心なまちづくりのための取組	14
1. 市の取組	14
（1）自主防犯意識の啓発	14
（2）被害者対策の推進	15
（3）暴力団排除への取組	15
【第一の柱】自主防犯活動の推進	16
（1）安全安心モデル地区の指定	16
（2）防犯活動用品の貸与	16
（3）生活安全パトロール車（青色回転灯装備車）の活用	17
（4）安全安心アドバイザーの配置	18
（5）防犯拠点の充実	18
（6）防犯カメラ設置補助	19
【第二の柱】適切な役割分担のもとに連携した活動の推進	19
（1）事業者の取組	20

（２）子どもの安全対策	20
（３）地域社会の一員としての防犯活動	24
【第三の柱】 犯罪を生まない環境づくり	25
（１）地域住民と連携した違反広告物の除去の推進	25
（２）暗い通りなどの安全対策の推進	25
（３）防犯性能の高い駐車場や建物の普及	26
2. 関係機関との連携強化	26

<資料編>

資料 1 千葉県における刑法犯認知件数の推移	1
資料 2 我孫子市における刑法犯認知件数の推移	3
資料 3 刑法犯認知件数及び交通事故発生件数調査結果	4
資料 4 我孫子市生活安全条例	14
資料 5 我孫子市安全安心アドバイザーに関する規則	17
資料 6 我孫子市違反広告物の除去に関する規則	18

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

本市において、平成17年に「我孫子市生活安全条例」（以下「条例」）を制定し、平成18年4月1日に施行しました。平成19年には、条例第4条第1号に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、第1次我孫子市防犯計画（以下「第1次計画」）を策定し、行政、市民、事業者、警察署、その他関係団体が互いに役割を分担しながら連携・協力し、活動を行ってきました。

平成29年に第2次計画を見直し、「第3次我孫子市防犯計画（以下「第3次計画」）」を策定し、関係団体とさらに緊密に連携を図りながら、各種の取組を行ってきました。

これまでの取組により、本市の刑法犯認知件数^(※1)（以下「犯罪発生件数」）は年々着実に減少し、平成26年には1千件を下回りました。その後もさらに減少し、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況下ではありましたが、令和3年には512件と5年前の約半数の犯罪件数となりました。

しかし、依然として自転車盗や車上ねらい、侵入盗等の身近な犯罪が毎年多く発生しているほか、さらに巧妙化する特殊詐欺や悪質商法による被害が深刻化している状況から、引き続き、的確かつ効果的に対応することが求められています。

また、少子高齢化、核家族化が進行し、地域での連帯感の希薄化、社会全般のモラルの低下等により、犯罪を抑止する地域の「防犯力」の低下が懸念されます。

つきましては、第3次計画まで推進してきた施策を基本的に継続しつつ、日々変化する社会情勢に的確かつ柔軟に対応するため、「第4次我孫子市防犯計画」を策定します。

今後、本市においても人口減少と高齢化が進展していく中で、さまざまな課題と向き合い、犯罪を起こしにくくする環境づくりを市民、事業者、警察署、その他関係団体とさらに連携を強化し、誰もが安全に安心して生活を送ることのできるまちの実現をめざします。

2. 計画の期間

本計画は、防犯に関して総合的かつ長期的に実施するべき施策の大綱を定めたものであり、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

※1 刑法犯認知件数…刑法に規定する犯罪（交通事故によるものを除く）で、警察で被害届、告訴、告発等を受理した件数

第2章 千葉県及び我孫子市の犯罪発生現状

1. 社会情勢と犯罪の傾向

防犯対策を取り巻く環境は、少子高齢化及び人口減少問題やICT（通信情報技術）の進化、新たな感染症など、急激に生活環境が変化しています。個人の生活様式が多様化し、近隣住民同士の意思疎通や地域コミュニティ活動が減少したことにより、地域社会の防犯機能が低下していることが指摘されています。

高齢者を狙った「電話 de 詐欺」^(※2) は、犯行の手口が巧妙化し、被害が深刻化しています。近年、高齢者が巻き込まれる犯罪発生件数は増加しており、高齢者を犯罪から守るための対策を強化していく必要があります。

一方、インターネットやスマートフォンが生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、日常生活の一部となっている中、犯罪にも変化が見られ、SNS^(※3) を悪用した犯罪等、巧妙化・多様化したサイバー犯罪^(※4) が多発しています。

また、近年の若者については、規範意識が高まり、消費支出のほか、外出率や移動回数が減少傾向にあることがうかがわれます。若年層の人口自体が減少していることに加え、近年の若者の意識や行動の変化が、若者による犯罪の減少に影響していることが考えられます。

※2 「電話 de 詐欺」…振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の千葉県警広報用の名称。

「電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく、面識のない不特定の者をだまし、架空または他人名義の口座に現金を振り込ませたり、現金を準備させて受け取りに来たりする手口の詐欺」。令和2年1月1日から、特殊詐欺（電話 de 詐欺）の手口が10類型（オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗）に変更された。直接、自宅まで取りに来る従来型の手口の他に電子マネーを買わせるものやコンビニ決済サービスを悪用したものなど、新たな手口が次々と出現している。

※3 SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービス。情報を発信して、友人や知人、または見知らぬ人不特定多数の人と共有できる。

※4 サイバー犯罪…コンピュータやインターネットを悪用した犯罪のことで不正アクセスやコンピュータ・ネットワークを利用した犯罪。

2. 犯罪発生状況

(1) 犯罪発生件数の推移

千葉県における犯罪件数は、もっとも多発していた平成14年を境に減少に転じ、令和3年は32,638件で、ピーク時から約80%の減少となっています。特に官民一体となった総合的な犯罪対策や人口構造の変化、若者の意識の変化など、さまざまな社会情勢の変化を背景に街頭犯罪及び侵入犯罪の犯罪発生件数が大幅に減少しています。

本市においても同様の傾向が見られ、もっとも多発していた平成13年の3,220件と比較すると、令和3年は512件で、ピーク時の約84%の減少となっています。

●千葉県及び我孫子市における犯罪発生件数（H24年～R3年）

【単位：件】

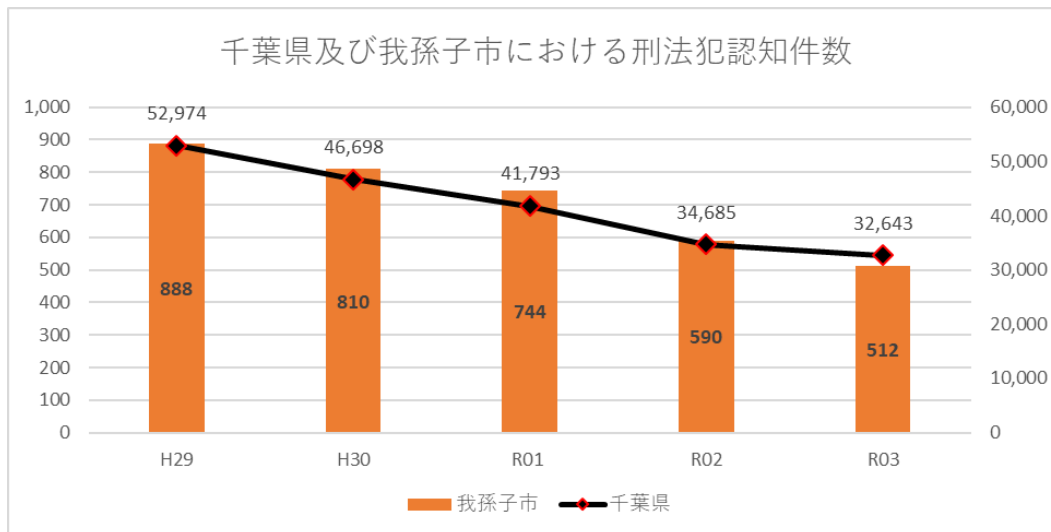
年	H24	H25	H26	H27	H28
千葉県	80,802	77,904	68,026	61,656	57,277
我孫子市	1260	1255	974	864	958
年	H29	H30	R1	R2	R3
千葉県	52,974	46,698	41,793	34,685	32,638
我孫子市	888	810	744	590	512

※R1の欄にH31年4月末までの件数を含めて計上

※千葉県警察本部公表資料を基に作成

(2) 我孫子市における犯罪発生件数の状況

本市における犯罪発生件数は、令和3年は512件で、県下市町村で17番目に多い件数となっています。人口1万人当たりの犯罪発生件数は、39件で、県下市町村で44番目に多い件数となっています。一日あたりに換算すると約1.4件発生しています。罪種別の内訳は、窃盗犯368件、知能犯35件、粗暴犯22件、風俗犯6件、凶悪犯4件、その他刑法犯77件で、身近な犯罪である窃盗犯は、全体の約71.9%を占めています。



※R1の欄にH31年4月末までの件数を含めて計上

(3) 街頭犯罪認知状況

本市における犯罪発生件数のうち、令和3年は、ひったくりや路上強盗など、街頭で発生する犯罪、いわゆる街頭犯罪^(※5)は328件で全体の64%でした。

特に、自転車盗や自動車盗、車上ねらいなど、乗り物に関わる犯罪の割合が高く、自転車盗が85件と最も多く、全体の16.6%、次いで車上ねらいが40件で7.8%、オートバイ盗が12件で2.3%の順となっています。

また、空き巣や忍込み等の侵入盗が25件で全体の4.9%であり、市民の身近な場所での発生が全体の68.9%を占めている状況です。

※5 「街頭犯罪」…主に街頭で発生する犯罪の総称。路上強盗、恐喝、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり、部品ねらい、自販機ねらい、スリ、落書き、公共物汚損・破壊等に分類されます。

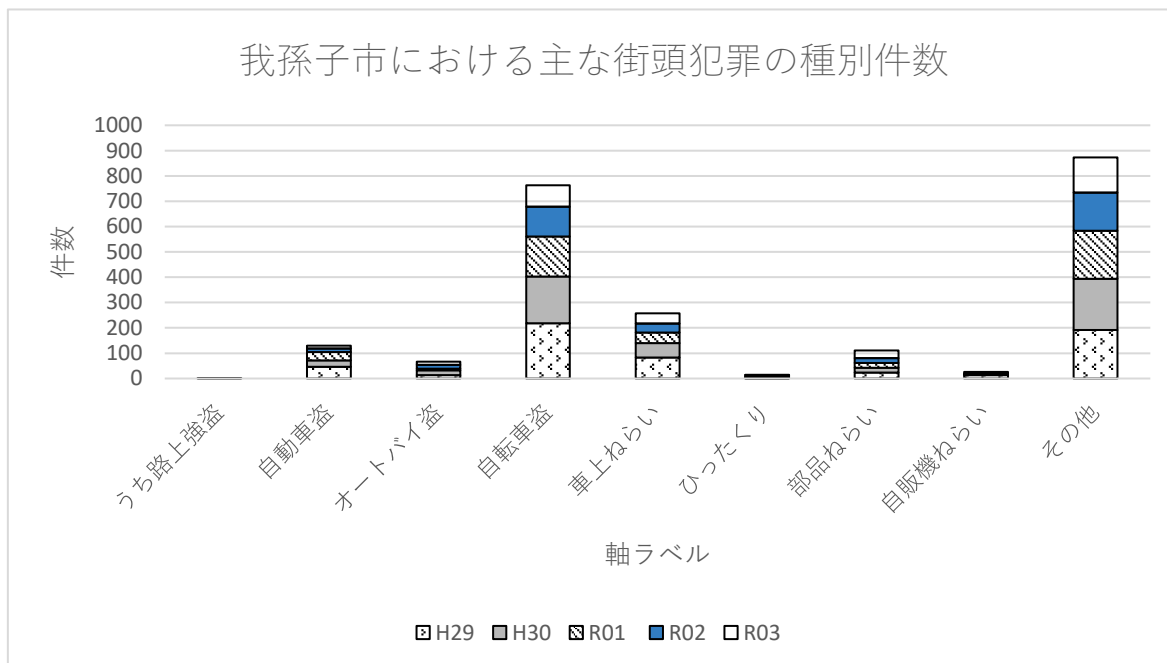
我孫子市における主な街頭犯罪の種別件数

手 口	H29	H30	R1	R2	R3
路上強盗	0	1	0	0	0
自動車盗	46	26	32	14	12
オートバイ盗	13	19	7	15	13
自転車盗	218	185	158	117	85
車上ねらい	83	57	41	36	40
ひったくり	1	4	1	7	1
部品ねらい	23	20	19	18	31
自販機狙い	14	2	1	3	6
その他非侵入窃盗	192	202	190	150	139

※罪種・手口別の詳細は資料編 3 ページに掲載

※その他：恐喝、スリ、落書き、公共物汚損・破壊の合計

※R 1 の欄にH 3 1 年 4 月末までの件数を含めて計上



(4) 「電話 de 詐欺」被害状況

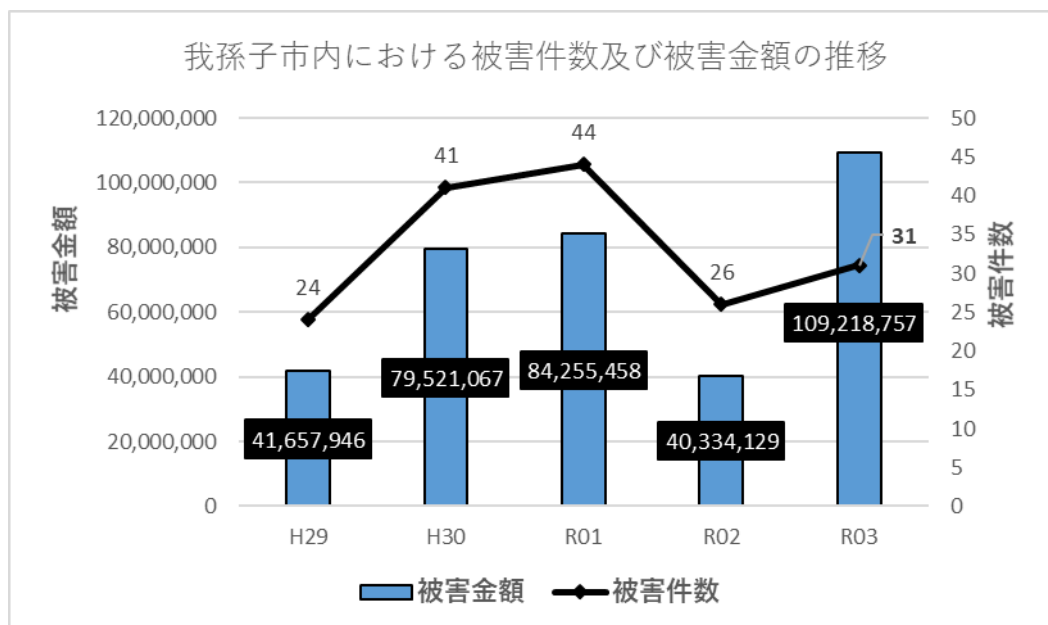
本市における「電話 de 詐欺」被害の件数は、令和 2 年は被害件数 2 6 件、被害金額は約 4, 0 3 3 万円でした。しかし、令和 3 年には、被害件数が 3 1

件、被害金額が約1億912万円と被害件数、被害金額ともに増加しました。

市内の被害件数は、毎年20件以上あり、被害者は、65歳以上の高齢者がほとんどを占めています。被害額は、1件当たりの被害金額が、数十万円から数千万円と大きな差があり、その年によって違う状況です。

手口は、従来の息子をかたるオレオレ詐欺に加え、金融機関職員や市役所職員、警察官をかたり、キャッシュカードやクレジットカードなどを騙しとる預貯金詐欺、税金等の還付に必要な手続きを装ってATMを操作させる還付金詐欺が増加しています。

●我孫子市における被害認知件数及び被害金額の推移（H29年～R3年）



※R1の欄にH31年4月末までの件数を含めて計上

※我孫子警察署公表資料を基に作成

第3章 計画の基本方針と目標

1. 計画の基本方針

我孫子市防犯協議会による市内全域での活動のほか、地域では、自治会やPTA、地元の有志などによる防犯活動が活発に行われており、パトロール隊の設立や防犯会議など、自主的な活動が増えています。

しかし、一方では防犯意識の温度差や防犯リーダーの育成、メンバーの固定化など、地域によっては課題を抱える実情があります。

さらに、自治会や地域ボランティア、教育機関、警察署、市などが連携した総合的な防犯活動が求められています。

本市では、現状を踏まえ、次の基本方針に掲げる三つの項目を計画の柱として取組を推進します。

(1) 基本方針（三つの柱）

【第一の柱】 自主防犯活動の推進

市民の防犯意識が高く、活動が活発な地域は犯罪が起きにくいとされています。市民による自主的な防犯活動を推進し、地域の防犯力の向上を図ります。

【第二の柱】 適切な役割分担のもとに連携した活動の推進

市、市民、自治会、事業者、関係機関、教育機関などによる適切な役割分担のもとに連携することにより、総合的な防犯活動を推進します。

【第三の柱】 犯罪を生まない環境づくり

防犯に配慮した道路や公園、駐車場、駐輪場などの整備を関係機関と進めます。また、違反広告物の除去の推進、土地や建物の適切な管理の指導など、まちの美観にも配慮し、犯罪を生まない環境づくりを進めます。

(2) 計画の目標

条例では、「日本一安全で安心なまち」の実現をめざしていることから、この計画における各施策が有効に機能し、継続的に取り組めるように、計画の指標と数値目標を設定します。

○指標 1：人口要件及び人口密度要件において同程度の都市の人口あたりの犯罪発生件数が一番少ない市

年	平成 28 年 (平成 29 年度調査)	令和 2 年 (令和 3 年度調査)	⇒	目標値 令和 7 年 (令和 8 年度調査)
犯罪発生件数順位	24 位	18 位		

表 犯罪発生件数順位の推移

本市の現在の人口は、約 13 万人です。全国で人口が 10～20 万人、かつ人口密度が 1,000～6,000 人/km²の市は、62 市あり（令和 2 年 10 月 1 日現在）、具体的な数値目標として、これら市のうち人口あたりの犯罪発生件数が一番少ない市をめざします。

（平成 28 年から令和 2 年の犯罪発生件数及び交通事故発生件数の調査結果は資料編 4 ページから 13 ページに掲載）

○指標 2：犯罪発生件数

年	平成 29 年	現状値 令和 3 年	毎年 3%減少 ⇒	目標値 令和 8 年
犯罪発生件数	888 件	512 件		

2. 我孫子市防犯協議会の位置づけ

本市は、我孫子市防犯協議会を防犯活動の推進母体として、条例の中^(※6)で関係機関として位置づけています。

我孫子市防犯協議会は、自治会の代表や地域のボランティア、教育機関、事業者の組合、市、警察署などで構成されています。

これらの団体が連携し、市内一斉防犯パトロールや防犯講和会、誘拐防止教室、地区別防犯合同懇談会の開催、環境浄化活動（違法看板等の撤去）、自転車防犯登録の推進、高校生防犯ボランティア隊（ABIKO Young - Savers☆（アビコヤング・セイバーズ））の支援、「電話 de 詐欺」防止キャンペーンなど、さまざまな防犯啓発活動を実施しています。

本市では、このような取組を支援することにより、市内全域における防犯活動のさらなる活性化を図りながら、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現をめざします。

※6 我孫子市生活安全条例（抜粋）

（定義）

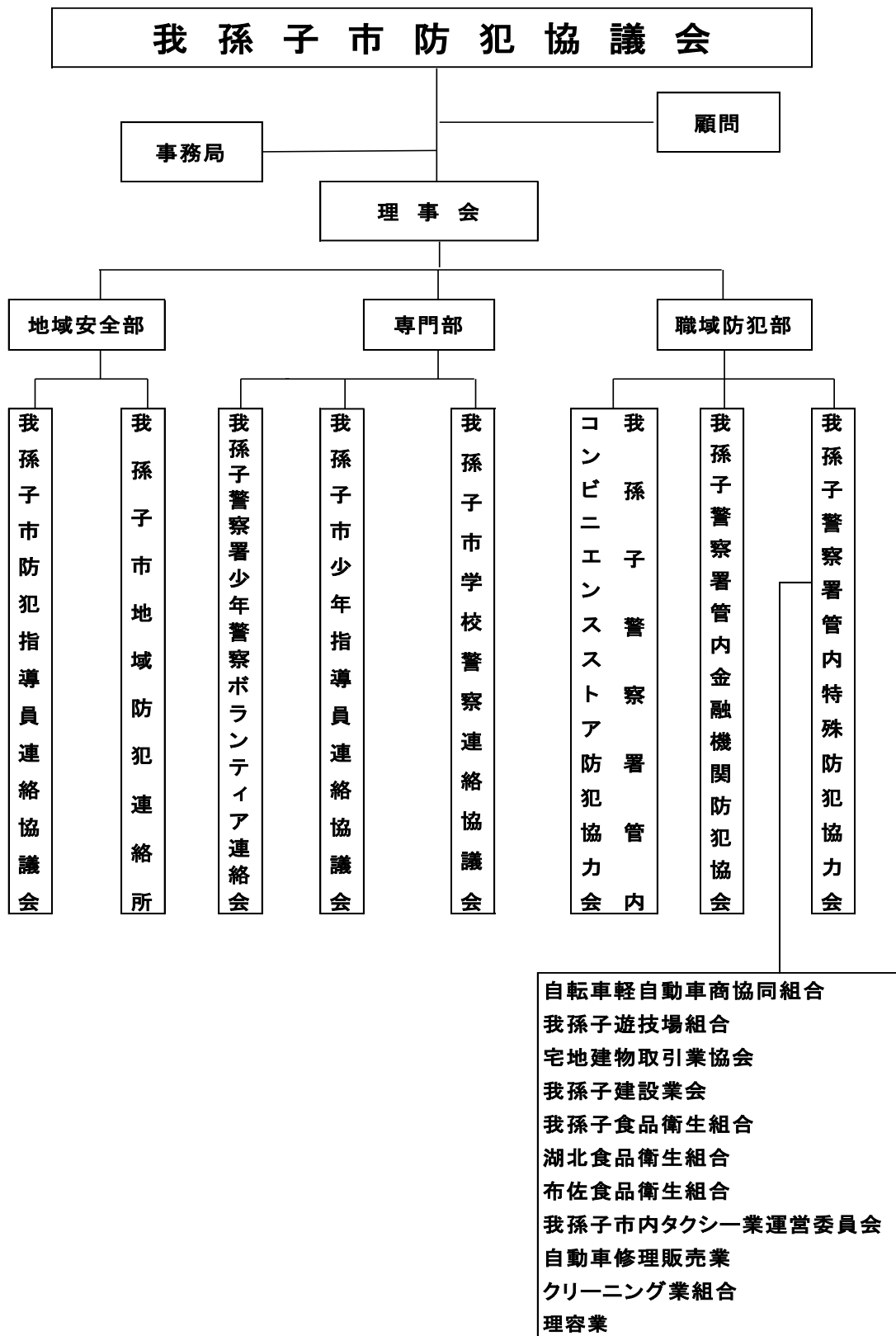
第2条

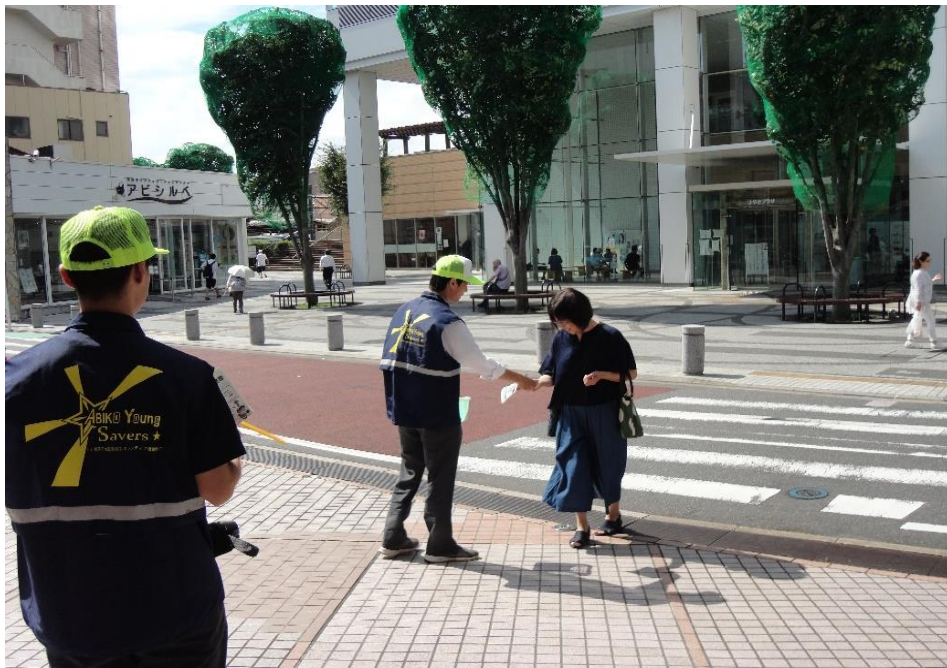
（1）～（3）略

（4）関係機関

市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する行政機関、我孫子市防犯協議会、我孫子市交通安全協会その他防犯又は交通安全活動を行う公共的団体

＜我孫子市防犯協議会組織図＞





【ABIKO Young - Savers☆による防犯キャンペーン】



【地域のボランティアによる防犯キャンペーン】



【侵入盗防止の防犯講習・講師は防犯協議会事務局員】



【防犯協議会主催 地区別防犯合同懇談会】

第4章 安全で安心なまちづくりのための取組

1. 市の取組

市は、市民、自治会、事業者、関係機関、教育機関などが相互に連携した安全で安心なまちづくりのための活動を促進するため、防犯計画の施策を総合的に推進します。市の取組の実施にあたっては、庁内関係部署と連携を図りながら進めます。

(1) 自主防犯意識の啓発

① 広報媒体を活用した啓発

市民が犯罪に遭わないように必要な情報を普及するため、広報あびこ、ホームページ、メール、SNSなどの広報媒体を積極的に活用し、犯罪の発生状況や防犯対策の必要性などについて周知し、意識の高揚を図ります。

② 防犯教室や防犯講話会の充実

自治会やPTA、学校、幼稚園、保育園などへ防犯教室や防犯講話会の開催の呼びかけを行います。実施にあたっては、防犯協議会や警察署、教育機関と連携を図ります。

特に、子どもや高齢者は、犯罪に対して弱い立場であることから、重点的に働きかけていきます。

③ 地域の防犯リーダーの育成

地域では、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方に立ち、自主的な防犯活動が行われています。

市では、地域の活動が継続、発展、活性化できるよう中心的役割を担うリーダーの育成のため、防犯協議会の実施する市内一斉パトロールの際の大学生や高校生など、若者世代の参加や警察署や関係機関と連携した防犯講習会などを開催します。

④メール配信サービスによる犯罪発生情報の提供

パソコンや携帯電話で情報を取得できるメール配信サービスを利用して犯罪発生情報などを提供します。

登録者数を増やすため、警察署や教育機関と連携し、登録を呼びかけるとともに、迅速で分かりやすい情報の提供に努めます。

⑤消費者被害防止対策

高齢者や若者が被害者となる悪質な訪問販売やインターネットを利用した消費者被害を防ぐため、防犯協議会や警察署など、関係機関と連携・協力した啓発活動、消費生活センターによる出前講座などを通じて情報提供します。

⑥防犯カメラ設置及び適切な維持管理

防犯カメラの設置は、公共空間において、犯罪発生を抑止や犯罪者の検挙率の向上に有効です。市では、不特定多数の人や車が往来する市内の駅や保育園、小中学校、学童保育室、公園、手賀沼ふれあいライン、アビシルベに防犯カメラの設置を進めてきました。今後、設置した防犯カメラについては、プライバシーの保護など、適切な維持管理に努めていきます。

(2) 被害者対策の推進

犯罪被害者は、犯罪行為による直接的な被害に加え、事件後の精神面、身体面、経済面などで二次的被害を受け、抱えている問題は、教育、雇用、親権、金銭的負担など、多岐に渡ります。

市では、関係機関・団体と連携を図り、犯罪によって心に傷を負った方やその家族・遺族の方の心の支えとなるよう、相談先や情報の提供を行います。

(3) 暴力団排除への取組

社会全体での暴力団排除を推進するため、千葉県暴力団排除条例の施行に伴い、市民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成24年に我孫子市暴力団排除条例を施行しました。

引き続き、警察や関係機関と連携しながら、暴力団の排除に努めます。

【第一の柱】自主防犯活動の推進

自主的な防犯活動は、継続して行うことで効果が期待できます。自己の活動が、広く外部から認められることや期待されることで取組意欲が高まります。安全で安心なまちづくりの実現をめざすためには、一人ひとりが防犯意識を高め正しい知識を習得し、自らができる防犯対策の実施に努めることが重要です。

また、自治会は、地域の防犯力向上のため、住民同士の繋がりを強くし、行政や事業者、関係団体などと連携した防犯活動を推進することが重要です。

このため、防犯協議会や関係機関と連携し、各団体の交流の場を設けるなど、意見交換や事例紹介を行い、お互いの活動について、点検・評価などを行うことにより、自主防犯に対する取組意欲を高めます。

(1) 安全安心モデル地区の指定

市は、条例第12条に基づき、防犯協議会や警察など、さまざまな関係機関と連携し、安全安心モデル地区を2年ごとに指定しています。安全安心モデル地区の自主的な活動の促進を図るとともに、重点的に施策を推進します。

安全安心モデル地区に対しては、活動用品の貸与やパトロール強化、防犯協議会による防犯講話会・防犯診断の開催支援・協力、パトロール隊設立やリーダー育成のための助言や支援を積極的に進めます。

(2) 防犯活動用品の貸与

自治会や防犯パトロール隊など、自主的な活動を行う団体へ必要な活動用品の貸与や啓発物資の配布、情報提供などの支援を行います。



【市内一斉防犯パトロール】

(3) 生活安全パトロール車（青色回転灯装備車）の活用

広い地域を回るときなどは、車によるパトロールも有効です。

市では、防犯活動を実施する団体へ生活安全パトロール車の貸出を行い、地域の防犯力向上を図るとともに、市の日常的業務においてもパトロールを強化し、更なる防犯活動を推進します。

また、地域で青色回転灯装備車両を使用するパトロール実施者の登録と青色回転灯装備車の登録を促進します。

(※青色回転灯の点灯は千葉県警察本部長の許可が必要です。)



【青色回転灯装備車両でのパトロール】

(4) 安全安心アドバイザーの配置

市では、安全安心アドバイザーを配置し、市民や警察署、事業者などとの連携強化に努め、パトロール隊設立やリーダーの育成、情報提供、啓発活動などの取組に必要な協力や助言、指導を行います。

※安全安心アドバイザーについては、資料編17ページ「我孫子市安全安心アドバイザーに関する規則」を参照)

(5) 防犯拠点の充実

不審者、変質者から、子どもたちを守るため、市民や事業者などの協力のもと、緊急避難場所として、「こども110番の家」が指定されています。

また、市が寿交番跡を地域の防犯活動拠点として設置した「我孫子市防犯ステーション」を適切に運用するなど、引き続き、関係機関と連携し、防犯上の拠点の充実に努めます。

(6) 防犯カメラ設置補助

安全に安心して暮らすことができる社会の実現をめざす中、防犯カメラは犯罪の抑止、犯人の検挙において、重要な役割を果たします。

このため市では、自治会、私立保育園・幼稚園、事業者など、地域団体が設置する街頭防犯カメラに対し、設置費用の一部を補助し、地域における自主的な防犯活動を支援していきます。



【我孫子駅南口周辺の防犯カメラ】

【第二の柱】適切な役割分担のもとに連携した活動の推進

事業者は、自らの事業活動と地域の安全を守るため、行政や市民、関係団体などと連携して、防犯対策を講じる必要があります。従業員一人ひとりが地域社会の一員と認識することにより、市民や自治会などが行うパトロールへの参加や啓発活動への協力など、重要な役割も担っています。

教育機関などは、自らと子どもたちを守るため、行政や市民、関係団体などと連携し、自らが管理する施設での必要な防犯対策や安全教育などの取組を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

(1) 事業者の取組

①事業者が取り組む防犯対策の推進に向けた働きかけ

防犯冊子やチラシなどを配布し、防犯意識の高揚に努めるとともに、警察署や防犯関係団体と連携し、犯罪に対して迅速に対応できる体制づくりを進めます。

②パトロール活動の推進と地域との連携に向けた働きかけ

業務で巡回する車両に「パトロール実施中」などのステッカーの貼付や自治会との合同パトロールなど、事業者が地域の一員として取組を実施することにより、犯罪抑止効果や防犯意識の高揚につながることから、自主的なパトロール活動の推進や地域との連携に向けた働きかけを行います。

(2) 子どもの安全対策

①子どもを犯罪から守る

毎年のように子どもが巻き込まれる犯罪が全国で発生しています。子どもを犯罪被害から守るためには、何よりも地域住民が一体となった取組が重要です。

子どもに対する犯罪の前兆となり得る声かけ事案は、その多くが登下校時の通学路において発生しており、登下校時の通学路に焦点を当てた見守り活動や防犯パトロールなど、地域社会の目が必要です。「公園などの遊び場に死角はないか」、「見慣れない人・不審な車はないか」、「廃屋・空家などに異常はないか」など、防犯の目でまちを見て、犯罪が発生しそうな箇所は改善していく必要があります。

また、スマートフォンなどのSNSを介して、特殊詐欺犯罪への加担や違法薬物への接触、性的被害、誘拐などの犯罪に巻き込まれる子どもが後を絶ちません。

子ども自身が、危険性を理解して、犯罪に巻き込まれない能力を身に付けていく必要があります。

②子どもが加害者にならないための取組

子どもが加害者にならないために、非行防止啓発や子どもを取り巻くSNSの危険性のチラシ配布や、少年指導員などによる指導や相談などの青少年健全育成のための取組を行います。

また、防犯協議会主催による「市内一斉防犯パトロール」を実施し、よりよい環境づくりを進めます。

③安全マップの充実と活用

子どもが自らの目で見えて感じた危険な場所などをもとに、学校で安全マップを作ることにより情報を共有することで地域の危険箇所の確認、安全に関する知識の習得、防犯意識の高揚などを図ることができます。

学校では、子どもに不審者などの必要な情報を提供するとともに、安全マップの充実と活用を図ります。

④保育園・幼稚園や小中学校などにおける防犯

教育機関などが、被害者にならない取組として防犯協議会や警察署などの関係機関と連携し、子ども向けの防犯教室を開催することにより、子どもたちが正しい知識を身につけ、犯罪に巻き込まれることがないように働きかけを行います。





【危険を回避するための合言葉 いかのおすし】



【新小学一年生対象・誘拐防止教室】

⑤侵入者対策

教育機関などは、子どもを守るため、教師や保育士などを対象とした施設への侵入者対策を確実に講じる必要があります。講習会やマニュアルの整備、訓練を実施し、侵入者に対し即時に対応できるような体制づくりを警察署などの関係機関と連携し推進します。

(3) 地域社会の一員としての防犯活動

①「こども110番の家」の拡充

教育機関などと連携し、「こども110番の家」の設置場所や取組を広く周知するとともに、より効果を高めるため少ない地域への拡充に努めます。

現在、800軒を超える協力者が市内に存在し、児童・生徒の登下校時の安全に一役買ってくれていますが、高齢となったり仕事を始める等の理由で、ここのところ登録者数が減少している状況です。



【こども110番の家】

②我孫子市子ども見守り隊の発足

平成29年10月2日、我孫子警察署、我孫子市教育委員会、我孫子市は、子どもを犯罪や交通事故から地域ぐるみで守る活動を実施するため、地域住民及び防犯・交通関係団体等と連携し我孫子市子ども見守り隊を発足しました。これらの活動がさらに活発になるよう支援を行い、効果的な見守り活動の実施に努めます。



【我孫子市子ども見守り隊発足式】

【第三の柱】 犯罪を生まない環境づくり

(1) 地域住民と連携した違反広告物の除去の推進

市では、犯罪を生まない良好な風俗環境及びまちの美観を維持するため、違反広告物の除去に関する規則^(※7)に基づき、地域住民と連携して、簡易に取り外し可能な違反広告物の除去を行っています。

※7 我孫子市違反広告物の除去に関する規則（抜粋）

この制度に基づき、市民、防犯協議会、関係機関等が行う違反広告物の除去活動を引き続き推進していきます。

(除去サポーター団体等の任務)

第3条

除去サポーター及び除去サポーター団体（以下「除去サポーター団体等」という。）は、市長の委任に基づき違反広告物の除去を行うことを任務とする。

(2) 暗い通りなどの安全対策の推進

道路や公共施設などで死角になりやすい場所への照明設置や樹木の剪定などにより、防犯機能を高め適切な安全対策を講じていきます。

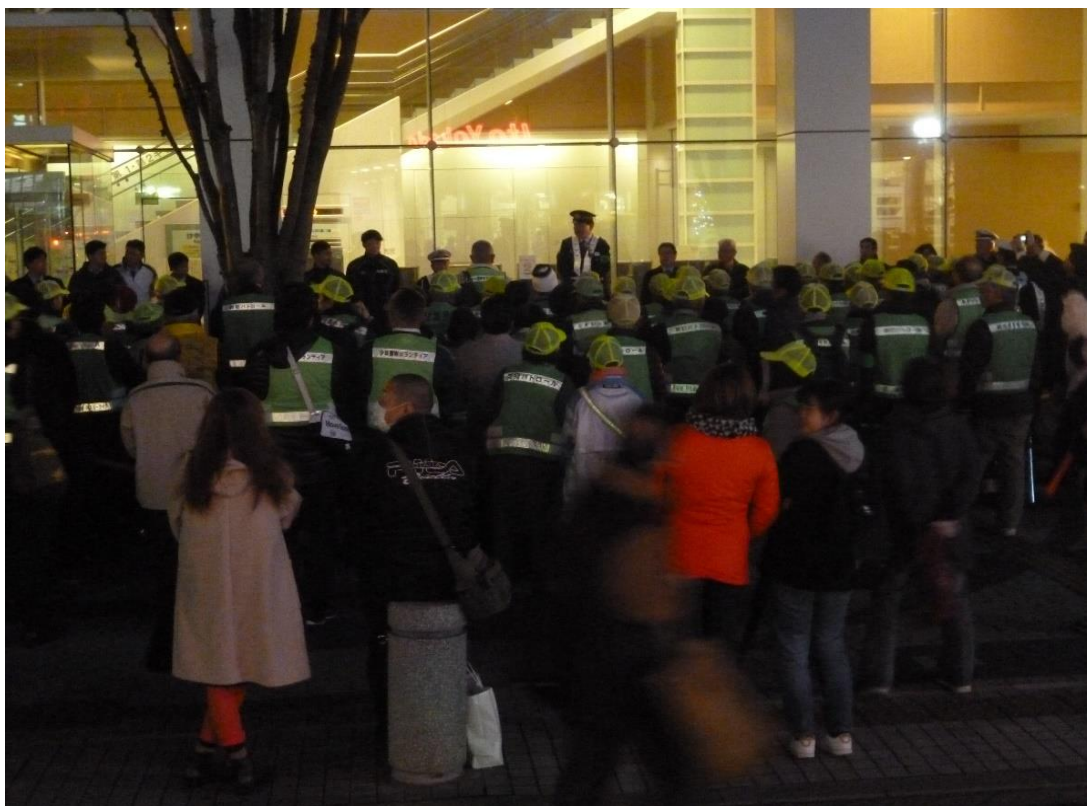
(3) 防犯性能の高い駐車場や建物の普及

暗い駐車場では、車上ねらいや自動車盗が発生しやすい傾向にあるため、「千葉県犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関する指針」の普及促進に努めるとともに、防犯性能をより高めるための必要な情報提供と助言を行います。

2. 関係機関との連携強化

地域での安全で安心なまちづくりを推進していくためには、地域住民の力だけではなく、警察署や市内の公共施設を管理する行政機関、防犯活動を行う公共的団体などの関係機関と連携し、地域ぐるみの防犯活動を行うことが求められます。

市では、防犯協議会の活動を中心として、関係機関と連携し、施策を展開することにより、一層の防犯効果を高めます。



【歳末特別警戒】